

入 札 公 告

非常用自家発電設備等整備工事に関する一般競争入札公告

非常用自家発電設備等整備工事について、一般競争入札を行うので、社会福祉法人各寿会経理規程第71条の規定により公告します。

令和6年10月28日

令和6年11月12日訂正

社会福祉法人各寿会

理事長 松井 雅史

1 一般競争入札に付する工事

- | | |
|---------------|---|
| (1) 件 名 | 非常用自家発電設備等整備工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 各務原市大佐野町2丁目58番地 |
| (3) 工 事 概 要 | 非常用自家発電機設置に必要となる基礎工事、機器設置工事、ガス供給設備工事、電気設備工事一式（別紙 仕様書のとおり） |
| (4) 工 期 | 契約の日から令和7年3月10日（月）まで |
| (5) 入 札 保 証 金 | 免除 |
| (6) 契 約 保 証 金 | 免除 |
| (7) 前 払 い 金 | 無 |
| (8) 支 払 方 法 | 完成検収後 一括払い |
| (9) 予 定 価 格 | 非公開 |
| (10) そ の 他 | |

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要件に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条又は第200条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成13年4月1日 工検第12号）、又は各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）に基づく指名停止措置を本工事の公告の日から本工事の開札を行う日（以下「開札日」という。）までの間、受けていないこと。
- (5) 岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱、又は各務原市が行う契約からの暴力

団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、本工事の開札日までに受けていないこと。

- (6) 本工事に対応する建設業法第3条の許可業種の許可を受けており、かつ申請期限日までに5年以上の営業又はこれと同等の実績があること。
- (7) 本工事に配置を予定している主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者が適正であること。
- (8) 以下に定める届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 入札関連書類等の配布

社会福祉法人各寿会ホームページに掲載 <https://www.tutujien.jp/>

4 質問の受付と回答

- (1) 設計図面及び仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり質問書（任意様式）を提出すること。
 - (ア) 提出期限 令和6年11月15日（金）まで
 - (イ) 提出場所 特別養護老人ホーム つつじ苑
 - (ウ) 提出方法 メール、または郵送。ただし、郵送の場合は令和6年11月15日必着
- (2) 質問に対する回答は受領してから3日以内に社会福祉法人各寿会ホームページに掲載する。

5 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和6年11月25日（月） ~~午前11時より（予定）~~⇒午後2時より
- (2) 入札場所 特別養護老人ホームつつじ苑 会議室

6 開札の日時及び場所

- (1) 入札終了後直ちに5（2）の場所において行う。

7 入札の方法について

- (1) 入札は、本人又はその代理人が行うこと。
- (2) 入札には入札書（様式1）を使用すること。
- (3) 入札書には必要事項を記入し、記名押印のうえ封書にし、提出すること。
- (4) 代理人が入札する場合には、入札前に委任状（様式2）を提出すること。
- (5) 指定された時刻までに入札書を提出しない者は、棄権したものとみなす。

8 落札候補者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者とすべき金額の入札をした業者が2者以上であるときは、くじ引きにより決定する。
- (3) 落札候補者がいなかった場合、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 入札の執行は、2回までとする。

(5) 初回入札に参加する業者が1者のみの場合は1回のみ入札を行う。

9 入札参加資格確認書類の提出

(1) 落札候補者は開札日の翌日から起算して3日以内に確認資料として(ア)から(エ)までの書類を提出すること。

(ア) 入札参加資格確認申請書(様式3)

(イ) 誓約書(様式4)

(ウ) 登記簿謄本(登記事項証明書)

(エ) 建設業許可通知書の写し、もしくは建設業許可証明書

(2) 落札候補者が確認資料の提出を指示した提出期限日までに確認資料の全部または一部を提出しない場合、または確認資料において入札参加資格を満たしていない場合には、次順位者を落札候補者とする。

10 入札にあたっての注意事項

(1) 入札会場に来場しない場合は、入札は認められない。

(2) 一旦提出された入札書は、引き換え、変更または撤回をすることは認められない。

(3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止することがある。この場合における費用は、各入札参加者の負担とする。

(4) 次の各号に該当する入札を無効とする。

① 入札に参加する資格を有しない者のした入札

② 記名押印等の必要事項が記載されていない、又は一定の金額をもって入札額が記載されていない入札

③ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

④ 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札

⑤ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

11 その他

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類は、提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。

(4) 入札参加者は入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(5) 本契約は理事会の承認を要するものであるため、理事会での議決を経た後に契約を締結する。

12 問い合わせ先

〒504-0931

各務原市大佐野町2丁目58番地

社会福祉法人 各寿会

担当者：杉山 茂

e-mail：s-sugiyama@tutujien.jp

電 話：058-371-5141